



省資源・環境保護に努めましょう！

○この冊子は再生紙を使用しています。

○ホッキスは不燃物のため、  
製本に使用していません。

豊田  
法人会

旭高原元気村  
雪そり  
ゲレンデ



# 税の活動で 企業・社会に貢献

**公益社団法人  
豊田法人会** <http://www.toyotahojinkai.or.jp>

## Poster ポスター

**NEW**



法人会では会員の皆さんに、より有意義な団体であるため、元プロテニスプレイヤーの杉山愛さんを起用したポスターを制作し、認知度アップと会員数の拡大に努めてまいります。

## Contents

No.127

法人会全国大会 長崎大会	1
平成29年度税制改正要望	
平成29年度税制改正に関する提言	2
提言手交	
「障がい者就労支援セミナー」のご紹介	6
平成28年度年末調整説明会	7
とよた産業フェスタ2016 出展(チャリティ呈茶)	8
女性部会	9
青年部会	10
豊田市役所からのお知らせ (次世代自動車補助金)	11
支部紹介(旭支部)	12
豊田加茂県税事務所よりお知らせ	14
豊田税務署からのお知らせ	
スキャナ保存要件改正	
文書回答手続	
給与所得者に対する注意事項	
相続税の申告要否判定	15
豊田法人会行事予定	20
豊田法人会新会員の紹介	21

法人会  
**長崎大会**  
税制改正要望大会  
平成28年10月20日(木)  
長崎ブリックホール



第33回 全国大会

平成28年度の法人会全国大会が、10月20日(木)全国から関係者が多数出席する中、長崎県で開催されました。

第1部の記念講演では、演題「地方が生き残るために～長崎 その歴史 その魅力 その未来～」で、長崎総合科学大学教授のブライアン・バークガフニ氏による講演が行われました。

続いて第2部の式典では、全国法人会連合会 池田弘一會長の挨拶、及びご来賓の皆様方からご祝辞を頂戴しました。

その後、「平成29年度税制改正に関する提言」の趣旨説明等がありました。提言事項の要約は次ページ以降です。



中小企業の重要性を認識し、  
活性化に資する税制措置の拡充を！

中小企業にとって事業承継は重要な課題。  
本格的な事業承継税制の創設を！

第33回法人会全国大会 長崎大会

経済の再生と財政健全化を目指し、  
歳出・歳入の一体的改革を！  
適正な負担と給付の重点化・効率化で、  
持続可能な社会保障制度の確立を！

## 平成29年度 税制改正に関する提言(要約)

### ○基本的な課題

# I. 税・財政改革のあり方

## 1.財政健全化に向けて

- 消費税率10%への引き上げ再延期は、2017年4月から2019年10月へと2年半の大幅なものとなつた。これにより、我が国の財政健全化目標には狂いが生じることになった。
- 国民の将来不安を增幅させないためには、財政規律を引き締め直し、改めて歳出、歳入両面からの強力な改革が求められる。

(1)消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

(2)2018年度の財政健全化中間目標の設定に伴い、歳出面では18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示した。今回の骨太の方針では、消費税率引き上げ延期で中間目標数字への言及がなかったが、この政策経費の抑制は確実に行うべきである。

(3)財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求められる。

(4)消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

(5)国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

## 2.社会保障制度に対する 基本的考え方

- 持続可能な社会保障制度の構築は喫緊の課題であり、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制するとともに、適正な「負担」を確保する必要がある。

(1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2)医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。

(3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。

(4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6)企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

### 3.行政改革の徹底

- 「行革の徹底」には、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づいて自ら身を削ることが何より必要である。

(1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

### 4.消費税引き上げに伴う対応措置

- 軽減税率は何と言っても事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて明確にしておきたい。
- 税率引き上げに向けては消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点からも、以下の対応措置が重要である。

### 5.マイナンバー制度について

## II. 経済活性化と中小企業対策

### 1.法人実効税率について

- OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、これらと比較すると依然として税率格差が残っている。当面は今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

### 2.中小企業の活性化に資する税制措置

(1)中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成29年3月31日まで)ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2)租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものや適用件数の少ないも

### 6.今後の税制改革のあり方

のは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成29年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。
- (3)中小法人課税について、適用される中小法人の範囲(現行 資本金1億円以下)を見直すことが検討されているが、資本金以外の「他の指標(例えば、所得金額や売上高)」を使用した場合、毎年度金額が変動する、業種や企業規模によってそれぞれ指標を定める必要がある等、経営面で混乱が生じることが予想される。このため、中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点からも慎重に検討すべきである。

## 平成29年度 税制改正に関する提言(要約)

### 3.事業承継税制の拡充

- 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設事業に資する相続については、事業承継を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する、欧州並みの本格的な事業承継税制の創設が求められる。

- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実  
① 株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げる。  
② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。  
③ 対象会社規模を拡大する。

- (3) 親族外への事業承継に対する措置の充実

- (4) 取引相場のない株式の評価の見直し円滑な事業承継に資する観点から、比較対象となる上場株式の株価のあり方や比準要素のあり方を見直すことが必要である。

### III. 地方のあり方

- 地方活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権をさらに進めねばならないが、同時に現在推進中の地方創生戦略の深化も極めて重要である。その共通理念として指摘しておきたいのは、地方の自立・自助の精神である。

- (1) ふるさと納税制度で一部に見られるような換金性の高い商品券や高額または返礼割合の高い返礼品を送付するなどの過度な競争には問題があり、適切な見直しが必要である。

- (2) 異常な水準にまで悪化した我が国財政を考えると、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。とくに、国が地方の財源を手厚く保障している地方交付税の改革をさらに進め、地方は必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していく必要がある。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

- (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

- (3) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。

- (4) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

- (5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

## IV. 震災復興

○ 東日本大震災については、本年4月から「復興・創生期間(平成28年度～32年度)」に入ったが、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

○ 本年4月に起きた熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現に向けて取り組まねばならない。

○ 今後も大規模な災害が発生すると予想されていることから、「大規模自然災害を想定した税制」の整備について検討することも必要であろう。

## V. その他

### 1. 納税環境の整備

### 2. 租税教育の充実

#### 税目別の具体的課題

##### ▷ 法人税関係

###### 1. 役員給与の損金算入の拡充

- (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
- (2) 同族会社も利益運動給与の損金算入を認めるべき

###### 2. 公益法人課税

##### ▷ 所得税関係

###### 1. 所得税のあり方

- (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し
- (3) 個人住民税の均等割

###### 2. 少子化対策

##### ▷ 相続税・贈与税関係

###### 1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

###### 2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

- (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
- (2) 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

##### ▷ 地方税関係

###### 1. 固定資産税の抜本的見直し

- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2) 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。

(3) 償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大する。また、将来的には廃止も検討すべきである。

(4) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

###### 2. 事業所税の廃止

- 3. 超過課税
- 4. 法定外目的税

##### ▷ その他

###### 1. 配当に対する二重課税の見直し

###### 2. 電子申告

平成29年度

## 税制改正に関する提言

# 提言手交

平成29年度税制改正に  
関する提言を当会小椋  
邦彦税制委員長が右記  
の方々に手交しました。

衆議院議員  
古本伸一郎 氏

衆議院議員  
八木 哲也 氏

豊田市長  
太田 稔彦 氏

みよし市長  
小野田賢治 氏

豊田市議会議長  
近藤 光良 氏

みよし市議会議長  
近藤 鍬男 氏

## 「障がい者就労支援セミナー」のご紹介

豊田法人会ではAIU損害保険(株)と共に、  
今年の7月4日(月)に「障がい者就労支援セミ  
ナー」を開催しました。

3名の講師の方々(山岡修氏・佐藤伸司氏・阪  
田征彦氏)に以下のテーマにて説明および情報  
を提供していただきました。

- ①障がい者雇用や就労支援に関する主な制度  
や動向
- ②愛知県における障がい者雇用や就労支援の  
現状と愛知県障がい者職業センターの役割
- ③雇用に留まらない知的障がい者の就労支援  
の取り組み

法律や単に情報だけでなく、実体験に基づい  
たお話しを聞くことができ、受講者の方々にも好評  
でした。



平成28年分の

# 年末調整等説明会

豊田税務署から  
ご案内

本年も年末調整の時期が近づいてまいりました。つきましては、年末調整等の具体的な事務手続きなどについて、下記の日程で説明会を開催しますのでご案内申し上げます。

なお、ご出席の際には、11月上旬に郵送でお届けする「年末調整のしかた」、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」をご持参願います。

## 日程表

開催月日	開催時間	開催場所	対象者
11月14日(月)	13:30~15:30	みよし市役所 3階研修室 みよし市三好町小坂50	みよし市の方
11月17日(木)	10:00~12:00	豊田市民文化会館 (小ホール) 豊田市小坂町12-100	豊田市の方で住所地 町名の頭文字が 「あ」から「た」の方
	13:30~15:30		豊田市の方で住所地 町名の頭文字が 「ち」から「わ」の方

- ご都合の悪い場合は、他の税務署が開催する会場にもご出席いただけます。
- 他の税務署が開催する日程等については、国税庁ホームページ名古屋国税局コーナー【[www.nta.go.jp/nagoya/index.htm](http://www.nta.go.jp/nagoya/index.htm)】でご確認いただくことができます。

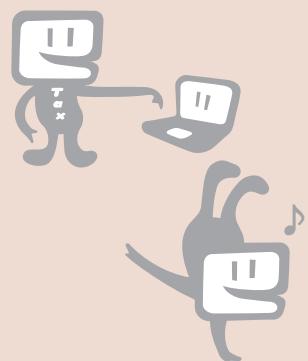
年末調整は…

きっちり確認!

しっかり控除!

にっこり家族!

年末調整では、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、保険料控除などの控除が受けられますので、扶養控除等申告書などを提出して、これらの控除を正しく受けてください。



ご不明な点は豊田税務署 源泉所得税担当までお問い合わせください

TEL 0565-35-7776 (直通)

# とよた産業フェスタ2016

## 出展 報告

女性部会主催で社会貢献活動「チャリティ呈茶募金」を出展いたしました。

たくさんの皆さんにご来場、ご協力をありがとうございました。その会場風景を感謝の意も含めて紹介いたします。





花水木  
女性部会の花

## シンボルマーク

このマークは、女性部会の  
8ブロックの強い絆を  
表現しています。

Women's Idea and Activities  
女性 理念 活動

(公社)豊田法人会女性部会

平成28年8月26日(金)

## サマー講座を開催。

### 第1部 「署長講話」

豊田税務署長 柴田 茂 様

知って得する相続税

川柳・カルタで相続を考える

署長様のお話の中、相続は「家族がいれば誰にでも起  
こりうるもの」とあらためて考えさせられました。

相続対策には「上手な節税対策」(無理な節税はケガ  
のもと。常識の範囲内で。)

「相続で揉めると」争族対策(避けたいものです。)

署長様には家族の一大事(相続)が難しい説明になら  
ないようユーモアを交えてお話しいただきました。



### 第2部 「防災講座」

豊田市役所防災対策課 濱田 孝光 様

災害に備える

熊本地震を体験して思う事

防災講座では熊本地震救援として豊田市役所から指  
揮にあたられました濱田様に現地での体験を基に安全対  
策の強化、豊田市役所の最新防災システム、発生後の対  
応等につきまして熱く語っていただきました。

人的被害への備えとして日頃から家具の固定、配置を  
考えて今一度地震対策に備えなければと思いました。



平成28年9月24日(土)・25(日)

## チャリティ呈茶を出展。

9月に開催された「とよた産業フェスタ2016」にて2日間に  
わたり、恒例となりましたチャリティ呈茶募金を出展しました。

1日目はあいにくの天気となりましたが、多くの皆さまの協  
力を得まして無事に終えることができました。

わざわざ足を運んでいただいた皆さま、慣れないお茶会に  
ご協力いただいた皆さま、誠にありがとうございました。

集まった募金につきましては、追って本誌にてご報告させ  
ていただきます。



# 青年部会

活動  
報告

青年部会は「税法、経理、経営」の相互研究や会員相互の啓発・親睦を目的としています。次代を担う若手経営者、中堅幹部社員のみなさん。我々と共に新しい未来に向けて研鑽しましょう。

新入会員  
募集中!

《年会費》3,000円  
《会員資格》  
豊田法人会員である法人に属した50歳以下の人

●詳しくは法人会事務局まで!

活動  
報告

## 青年部会主催 講演会を開催しました。

平成28年  
8月22日(月) 16:30~18:00  
豊田商工会議所 2F

参加者数/116名(会員/43名、一般/73名)

### 演題 伝承と革新

講師 豊田法人会副会長  
小島洋一郎 氏

『IT技術による伝承と革新』のテーマのもと、企業存続、発展の為にどのような視点で企業経営に取り組むべきかをご講演頂いた。



## 第30回 法人会全国青年の集い『北海道大会in旭川』

平成28年9月8日(木)~平成28年9月9日(金)

会場:旭川大雪アリーナ、旭川地場産業振興センター、旭川市民文化会館 他  
豊田法人会青年部参加人数:11名

大会スローガン“Be Ambitious! Do Action”のもと、多くの青年部会メンバーが一同に会し盛大に大会が開催された。  
部会長会議テーマ  
1.「税の使途(社会保障制度)について考える」  
2.「租税教育活動への反映」





から  
の  
お知らせ

豊田市役所

## 安心、安全、環境に優しい 次世代・先進安全自動車

購入

# 補助金制度

▶ 安心・環境のために

(対象車種例) プリウス/PHV リーフ/EV MIRAI/FCV  
※車種・メーカーは問いません

プラグインハイブリッド車(PHV)

※ハイブリッド車(HV)も  
外部給電設備設置で  
エコポイント1万円分!

上限  
25万円  
※PHV、EVの場合

電気自動車(EV)



燃料電池自動車(FCV)

環境に優しい自動車!

PHV/EV/FCVは電気で走行する環境に優しい自動車です。PHVはハイブリッド車ですが、充電できるので電気のみでも走行できます。普通のハイブリッド車よりCO2や有害物質の排出は少なく、より環境に優しい自動車です。EV/FCVはガソリンを全く使わないので走行時にCO2や有害物質は排出しません。

非常に電源として活用できる自動車!

PHV/EV/FCVは環境に優しいだけでなく、災害などの非常時、レジャーの時に電源としても活用できます。充電した電気で電化製品が使用できるので、非常時などの照明や電気ポット等、「あつらいいな」が可能になります。

お問合せ 豊田市環境政策課 TEL 0565-34-6650

### 補助金の条件

- 豊田市に1年以上在住。
- エコファミリーであること。
- 新車購入など エコファミリーとは→



### 補助金額

車両本体価格(税抜)の5% 上限15万円  
+  
充電設備費用(最大5万円)  
+  
外部給電設備費用(最大5万円)

■ その他、購入利点 免税・減税=約30万円  
※車体価格280万円の場合

国補助金+自動車税免税+エコカー減税

事業目的の 法人 豊田市内の法人である等、  
購入でもOKです。 いくつか条件があります。  
詳しくはお問合せください。

▶ 安心・安全のために

(対象車種例) プリウス アクア タント  
※車種・メーカーは問いません

先進安全自動車

衝突被害軽減ブレーキ搭載車

(平成28年度、29年度実施)  
※予算額が無くなりしだい終了します。

最大  
3万円

65歳以上の方対象

ご家族のために、  
交通事故をしないために!

「つい、うっかり」では許されない交通事故、「ごめんなさい」では許されない交通事故、そんな事態になる前にあなたを守ってくれるのが「先進安全自動車」です。ご家族のために、事故をおこさないために、先進安全自動車購入のご検討をお願いします。

お問合せ 豊田市交通安全防犯課 TEL 0565-34-6633

### 補助金の条件

- 豊田市在住で満65歳以上の個人。
- ご本人が使用する目的で新車購入。
- 車両本体価格(税抜) 300万円以下 など

### 補助金額

衝突被害軽減  
ブレーキ搭載車 必須装置

その他に、  
安全装置をプラスすると

2万円

1万円 上乗せ

## 旭支部紹介



支部長  
鈴木宜志  
(株)榎建設

### 支部の紹介

豊田法人会旭支部は、矢作川上流域の旧旭町内を範囲に会員数31法人、組織率は75.6%（平成28年5月31日現在）で、その主な活動として、講演会、税務講習会視察研修会等の事業の実施や地域社会貢献活動に取り組んでいます。

旭支部は笛戸温泉、小渡温泉、榎野温泉を有する奥矢作温泉郷の所在する愛知高原国定公園の中にあり、中山間地域特有の少子高齢化、過疎化の先進地であり各会員は商工会、観光協会、自治区、学校等の団体に複数関わり各種事業・行事等に参加し、地域コミュニティの維持・推進に努めています。視察研修会は、商工会、観光協会等へも参加を呼び掛け、参加募集要項を一般住民にも開示し、多種多様な分野の人と情報を共有し交流を図っています。

花火大会、各地区盆踊り大会等にも会員が実行委員会に入り、企画立案し、実際の運営にも協力し、地区内の活性化を図る様に、課題の掘り起しと解決に向け、地域の企業として地域の皆様と共に働いています。

#### ▶表紙の写真

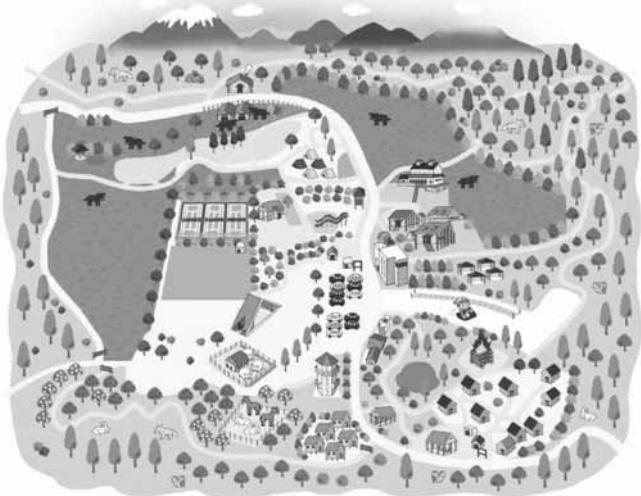
## 四季折々の美しい風景 旭高原 元気村

豊田市の北東部、標高650mの愛知高原国定公園の中に旭高原元気村は位置しています。豊田市中心部から車で約1時間。ここは多くの自然に囲まれており、四季折々の美しい風景が広がっています。

春には、愛知県の木であるハナノキが自生しています。自生しているハナノキは大変珍しく、元気村内にも7本のみ確認されているだけです。春の花と秋の紅葉の時期には赤く染まる姿を見ることができるのでおすすめです。

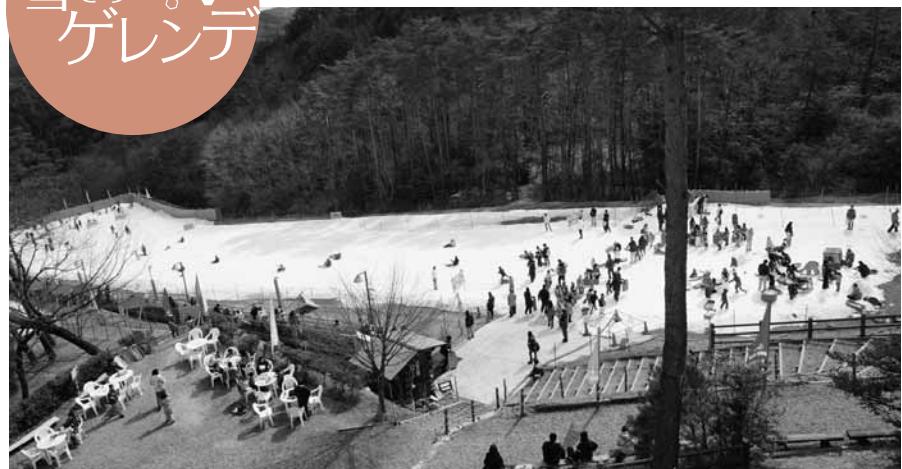
夏シーズンにはキャンプやバーベキューをはじめ、さまざまなアウトドアアクティビティを行うことができます。

土・日曜日、祝日、GW、お盆の時期にはふれあい動物園も開業するので、ヤギやヒツジ、馬やウサギなどにふれあえます。



12月初旬から3月末まで

雪そり  
ゲレンデ



12月初旬から3月末までの冬シーズンには雪の広場がオープンし、そりすべりをしたり雪遊びをしたりする親子の姿がみられます。寒さを忘れて子どもも大人も一緒になって1日中遊んでいます。

## キッズ ルーム

### リニューアルオープン!



7月からキッズルームリニューアルしました。(利用料無料)

室内用の滑り台や、ロディー、ままごと用のキッチンセットやレゴ、木のつみきなど新しいおもちゃが加わり、レイアウトも一新されました。

書籍も新しく購入し、現在約100冊近い、子供向けの絵本や、図鑑、小学生に人気のサバイバルシリーズの本があります。

### 旭地区の年間行事

旭には伝統に根付いた年中行事が多く、遠方から人が集まるイベントも盛んに行われています。春には、最光院梅園の紅白の梅、上中町のしだれ桃が咲き誇り、山里の町に圧巻の美しさを魅せます。夏には、夢かけ風鈴、奥矢作温泉郷花火大会inあさひ、小渡天王祭が行われ、小渡の街並みに風鈴と花火の音色が響き渡り、暑い夏を盛り上げます。秋には、 笹戸温泉じねんじょ・もみじまつりが行われ、山菜の王様「じねんじょ」を味わいながら 笹戸公園の紅葉を楽しめます。

このように旭には四季を通して様々な行事があります。自然と調和し、共存する山里の町ならではの四季折々の変化、風情豊かな景色をぜひご覧下さい。

開催時期	行 事 名	開催場所
3月中旬 ～下旬	つくばの里梅まつり	日下部町 最光院
4月中旬 ～下旬	上中のしだれ桃	上中町
7月中旬 ～8月下旬	小渡 夢かけ風鈴	小渡町
8月15日	奥矢作温泉郷 花火大会inあさひ	小渡町
8月15日	小渡天王祭	小渡町
11月下旬	笹戸温泉じねんじょ・ もみじまつり	笹戸町 笹戸会館



上中のしだれ桃



笹戸公園の紅葉

# 愛知県豊田加茂県税 事務所からの

## お知らせ

### ▶個人住民税の特別徴収(給与天引き)のお願い

個人住民税の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者である従業員に代わって、毎月従業員(パート・アルバイト・役員等を含む)に支払う給与から住民税(県民税+市民税)を徴収し、納入していただく制度です。

所得税の源泉徴収義務がある事業主の方は、地方税法第321条の4及び市の条例により個人住民税を特別徴収の方法によって納めることとされています。

＜参考＞

普通徴収とは…

「特別徴収」以外に、市から送付される納税通知書又は納付書で個人が納付する方法(年4回)

### ▶個人住民税の特別徴収のメリット

個人住民税の税額の計算は市が行いますので、所得税のように事業主の方が税額を計算する必要はありません。

また、従業員の方にとっては、年4回で納めていただく普通徴収に比べ、1回あたりの負担軽減になります。

### ▶個人住民税特別徴収Q&A

#### Q 従業員から普通徴収で納めたいと言われるが…

A 従業員の希望により、普通徴収を選択することはできません。

特別徴収は、地方税法及び市条例により、義務づけられています。

#### Q 従業員の納税を普通徴収から特別徴収へ変更したいが…

A 具体的な手続きに関するお問い合わせは、従業員(納税義務者)の方がお住まいの、各市個人住民税(特別徴収)担当課までお願いします。

市名	担当課係名	電話番号
豊田市	市民税課個人第2担当	0565-34-6617(ダイヤルイン)
みよし市	税務課市民税担当	0561-32-8003(ダイヤルイン)

連絡先／豊田加茂県税事務所(総務課)  
電話／0565-32-3383(ダイヤルイン)

# 電子帳簿保存法における スキャナ保存の要件が改正されました

平成28年度の税制改正により、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則(平成10年3月31日号外大蔵省令第43号)」の一部が改正され、いわゆるスキャナ保存の要件のうち一部が改正されました。



## 平成28年度改正の概要

### 1 スキャナについて、「原稿台と一体型に限る」要件を廃止

これまで、国税関係書類の読み取りを行うスキャナについては、「原稿台と一体型に限る」という要件がありましたが、この要件が廃止されました。

### 2 領収書等の受領者等が読み取る場合の要件を整備

領収書や請求書等について、その受領者や作成者が読み取る場合、受領等後、その者が署名の上、3日以内にタイムスタンプを付すことが要件とされました。

また、この場合で、読み取る国税関係書類の大きさがA4以下であるときは、大きさに関する情報の保存が不要とされました。



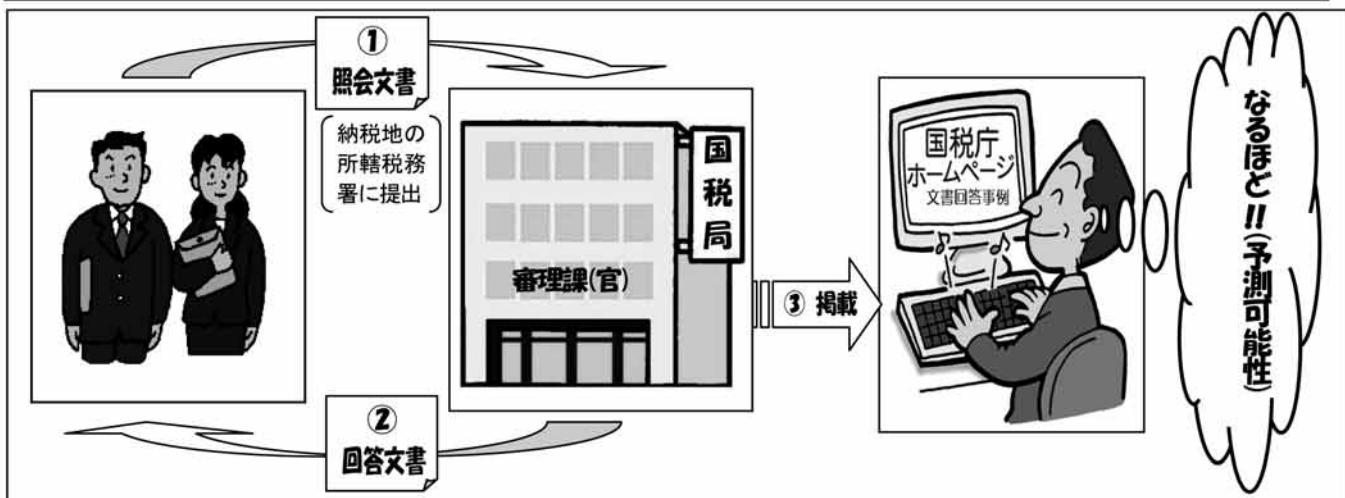
### 3 小規模企業者の特例を創設

保存義務者は、いわゆる適正事務処理要件(①相互けんせい、②定期的なチェック、③再発防止策)に関して、事務手続や規程を整備するとともに、これらに基づいた事務処理を行う必要がありますが、保存義務者が小規模企業者の場合で、②の「定期的なチェック」を税務代理人が行うときは、①の「相互けんせい」の要件については不要となります。

# ご存知ですか？文書回答手続

## 【文書回答手続】

- 国税局においては、納税者の方からの個別の取引等に係る税務上の取扱いについての照会に対して、文書により回答するサービスを実施しています。  
また、その照会及び回答の内容は、同様の取引等を行う他の納税者の予測可能性を高めるために、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】にて公表しています。
- 同業者団体等からの照会（その構成員が行う取引等に係る税務上の取扱いについての照会に限ります。）についても、上記と同様に、文書による回答を行うとともに、その照会及び回答の内容を国税庁ホームページにて公表しています。



- 過去の文書回答事例は国税庁ホームページでご覧ることができます。

**文書回答事例へのアクセス**

国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】トップ画面

**税について調べる**

- タスクアシスタント (よくある税の質問)
- 文書回答事例
- 質疑応答事例
- 税についての相談窓口
- お酒に関する情報

**「文書回答事例」画面が表示されたら、  
「キーワード検索」又は「税目別検索」で  
調べたい事例を絞り込み、調べたい  
事例をクリック！**

# ▶「給与所得者に対する注意事項」



◎平成 28 年から次の改正があります。ご注意ください！

## ○ 社会保障・税番号制度《マイナンバー制度》が始まりました

### ① マイナンバー（個人番号）の概要

マイナンバー（個人番号）は、12 桁の番号で、住民票を有する方（住民票がある外国人を含みます。）に、市区町村から平成 27 年 10 月以降、通知カードにより通知されています。

通知カード

通知カードとは、マイナンバー（個人番号）を通知するために、市区町村から送付されるカードで、本人の氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）が記載されます。



マイナンバーカード

マイナンバーカードとは、本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引換に交付を受けるカードです。マイナンバーカードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）等が記載され、本人の写真が表示されます。



### ② 扶養控除等（異動）申告書への番号記載

平成 28 年 1 月 1 日以後に給与支払者に提出する「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」には、給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等のマイナンバー（個人番号）を記載する必要があります。

（注） 1 一定の要件の下で、申告書にマイナンバー（個人番号）を記載しなくても良い場合があります（詳しくは給与支払者に確認してください。）。

2 「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」を提出する場合も上記と同様の扱いとなります。

### ③ マイナンバー（個人番号）の本人確認

扶養控除等（異動）申告書に記載したマイナンバー（個人番号）のうち、給与所得者本人のマイナンバー（個人番号）については給与支払者が本人確認（番号確認+身元確認）をする必要がありますので、給与支払者に対して、通知カード又はマイナンバーカードを提示する必要があります（注）。

なお、扶養控除等（異動）申告書に記載した控除対象配偶者や控除対象扶養親族等のマイナンバー（個人番号）は、給与所得者本人が本人確認をすることになっていますので、給与支払者には、これらの親族の通知カード等を提示する必要はありません。

（注） 通知カードを提示する場合には、別途、身元確認のできるもの（例：運転免許証など）の提示も必要になりますが、雇用契約成立時に本人であるとの確認を受けている従業員の方は、対面による確認を受けることにより、身元確認のできるものを提示する必要はありません。

## ○ 国外居住親族に係る扶養控除等の適用について

平成 28 年 1 月以後に支払を受けるべき給与等について、非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を給与支払者に提示又は提出しなければなりません。

### ① 親族関係書類

次のいずれかの書類で、あなたの親族であることを証明するものをいいます（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）。

イ 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその親族の旅券（パスポート）の写し

ロ 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（その親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載のあるもの）

### ② 送金関係書類

次の書類で、扶養控除等の適用を受けようとする年に、その親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要な都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）。

イ 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引により、その親族への支払が明らかになるもの

ロ いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、その親族がクレジットカードを利用して商品等を購入することにより、その代金をあなたから受領したことが明らかになるもの

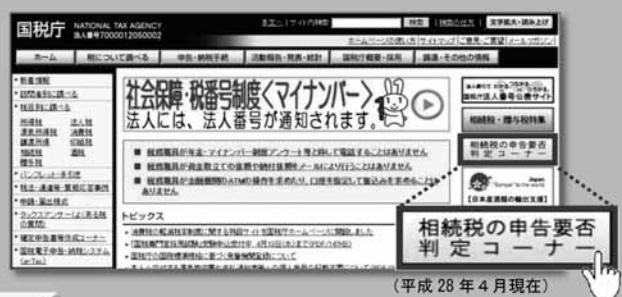
## ▶相続税の申告が必要かどうかお悩みの方は…

# 国税庁ホームページの 相続税の申告要否判定コーナー をご利用ください。



### ① 相続税の申告要否判定コーナー

「国税庁ホームページ」のトップ画面から「相続税の申告要否判定コーナー」バナーをクリックして、相続税の申告要否の判定を開始します。



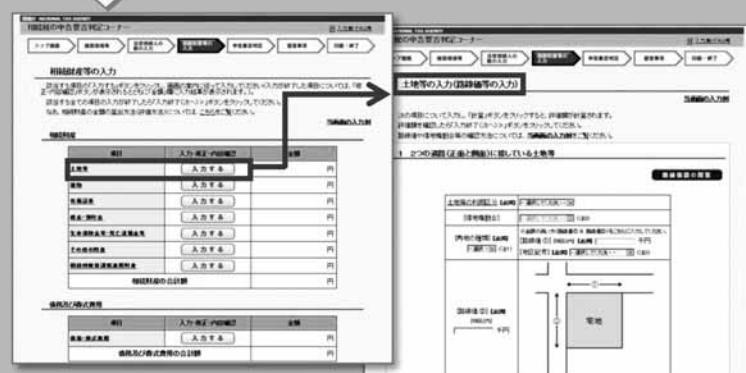
### ② 法定相続人の数の入力

画面の案内に従って法定相続人の数を入力することにより、遺産に係る基礎控除額を自動で算出します。

### ③ 相続財産・債務等の入力

相続等により取得した、財産や債務の価額等を個別に入力します。

画面の案内に従って金額等を入力すると、相続財産等の評価額等を自動で計算します。



### ④ 申告要否判定

②及び③の入力内容を基に、相続税の申告要否のおおよその判定を行います。

相続税の申告要否の判定後、小規模宅地等の特例（特定居住用宅地等）及び配偶者の税額軽減（配偶者控除）を適用した場合の税額計算のシミュレーションを行うこともできます。



## 税額計算シミュレーションについて

相続税の申告要否の判定後、「小規模宅地等の特例（特定居住用宅地等）」及び「配偶者の税額軽減（配偶者控除）」を適用して、税額計算のシミュレーションを行うことができます。

（注）この税額計算は、計算過程を簡素化するなど、一定の条件の下に算出しており、あくまで税額の目安を示すものです。

**特例適用・税額計算 シミュレーション**

当画面の入力例  
「1 小規模宅地等の特例(特定居住用宅地等)」を選択した場合は、「2 各人の納付すべき税額」へ進んでください。

1 小規模宅地等の特例(特定居住用宅地等)  
「小規模宅地等の特例の適用」ボタンをクリックすると、小規模宅地等(特定居住用宅地等)の計算を行う入力画面へ進みます(入力が終了すると、「相続財産の合計額」欄に「小規模宅地等の特例(特定居住用宅地等)」適用後の金額が表示されます)。

小規模宅地等の特例の適用

項目	特例適用前の合計額	特例適用後の合計額
① 税額軽減の合計額	119,000,000円	60,920,000円
② 產税及び譲り受け税の合計額	3,000,000円	3,000,000円
③ 税負担額(△①)(赤字のときは△)	116,000,000円	57,920,000円
④ 相続税専用の△(△)の内に繰り戻す税額の合計額	0円	0円
⑤ 認定税額の合計額	116,000,000円	57,920,000円
遺産に係る税額	46,000,000円	46,000,000円
譲り受け税額(△①)(赤字のときは△)	68,000,000円	9,920,000円

※1:「小規模宅地等の特例」を選択する場合は、相続税の合計額(上記表の「⑤ 認定税額の合計額」)の特例適用後の金額が遺産に係る税額以下であっても、相続税の申告をする必要があります。  
※2:「相続税専用の△(△)の内に繰り戻す税額の合計額が△(△)の場合であっても、遺産分割の内容によっては相続税の申告が必要となる場合があります。詳しくは「[相続税の申告](#)」をご覧ください。

2 各人の納付すべき税額(配偶者の税額軽減(配偶者控除)の適用を含む。)  
「相続税の税額計算」ボタンをクリックすると、相続税の計算を行う入力画面へ進みます(入力が終了すると、「各人の納付すべき税額」欄に金額が表示されます)。

相続税の税額計算

項目	被相続人の納税額	納付税額
④ 各人の納付すべき税額	0円	0円
子供1	246,000円	246,000円
子供2	246,000円	246,000円

### ● 小規模宅地等の特例（特定居住用宅地等）

#### 2 小規模宅地等の特例(特定居住用宅地等)の計算

小規模宅地等の特例(特定居住用宅地等)を選択する宅地等の「適用面積」欄に適用する宅地等の面積を入力してください。  
計算ボタンをクリックすると、「特例適用後の評価額」欄に評価額が表示されます。

No.	評価方法	利用区分 区分割合 算定方法 評価額	所在地		評価額	適用面積 特例適用後の 評価額	計算
			面積	倍率			
1	路線価	東京都千代田区麹町一丁目 自用地	72,600,000円	1,300 m <sup>2</sup>	72,600,000円	1,300 m <sup>2</sup>	14,520,000円
2							
3							
4							

#### 3 評価額

評価額の合計  
特例適用前の評価額  
特例適用後の評価額

72,600,000円  
14,520,000円

小規模宅地等の特例（特定居住用宅地等）を適用する宅地等の「適用面積」を入力することで、特例適用後の評価額を計算します。

### ● 配偶者の税額軽減（配偶者控除）

#### 2 相続税の軽減

計算ボタンをクリックすると、相続税の軽減額が計算されます。

詳しくは「[計算方法について](#)」をご覧ください。

被相続人の納税額	法定相続分に応する税額(100円未満切捨て)	相続税の軽減の基となる税額	計算
配偶者	496,000円	496,000円	
子供1	248,000円	248,000円	
子供2	248,000円	248,000円	
相続税の軽減額(100円未満切捨て)		992,000円	

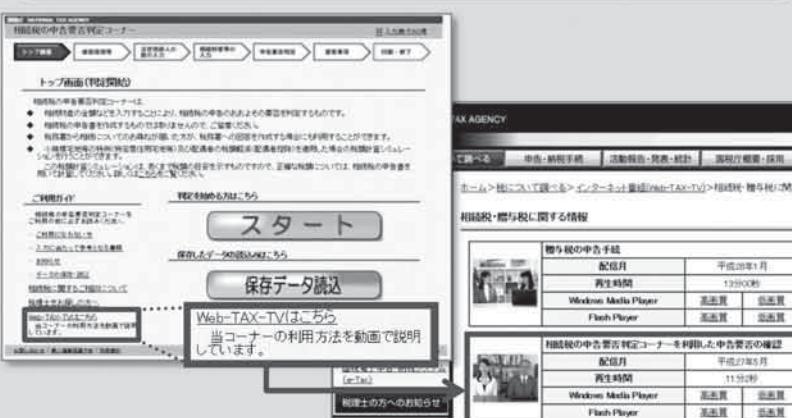
#### 3 配偶者の税額軽減(配偶者控除)の計算

配偶者の税額軽減(配偶者控除)は次のとおりです。

項目	算出した相続税額	配偶者の税額軽減額	納付税額
配偶者	496,000円	496,000円	0円

各人の相続した財産の金額等を基に、「配偶者の税額軽減（配偶者控除）」を適用して税額を計算します。

## Web-TAX-TV（税に関する動画）のご案内



「相続税の申告要否判定コーナー」のトップページに、当コーナーを活用した申告要否の確認方法を紹介する、国税庁インターネット番組（Web-TAX-TV（税に関する動画））をご案内しています。

当コーナーをご利用の際に、是非ご覧ください。

# 行事予定

平成28年11月～1月

日 時			行 事 (会 議)	開催場所
11月	9日 水	7:50	旭支部・視察研修会	浜松方面(うなぎパイファクトリー)
	9日 水	14:00	法人税セミナー初級(第3回)	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	9日 水	15:00	青年部会・正副部会長会議	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	10日 木	9:30	H29年度 税制改正 提言要望<豊田市長>	豊田市役所 南庁舎2F市民税課
	10日 木	10:00	H29年度 税制改正 提言要望<豊田市議会議長>	豊田市役所 南庁舎2F市民税課
	10日 木	11:00	H29年度 税制改正 提言要望<古本衆議院議員>	古本衆議院議員 事務所
	10日 木	11:30	H29年度 税制改正 提言要望<八木衆議院議員>	八木衆議院議員 事務所
	12日 土		生活習慣病予防健診	高橋コミュニティセンター
	14日 月	14:00	資産税セミナー(第2回)	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	15日 火	14:00	稻武支部・税務研修会	稻武交流館
	16日 水	14:00	法人税セミナー上級(第3回)	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	16日 水	15:00	納税表彰式	名鉄トヨタホテル
	17日 木	14:00	税務会計講座 第3回	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	17日 木	7:10	下山支部・視察研修会	静岡方面
	18日 金		生活習慣病予防健診	高橋コミュニティセンター
	18日 金	14:00	広報委員会兼会報編集会議(第5回)	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	21日 月	15:00	女性部会・税務署長を囲む会	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	22日 火	18:00	上郷支部・税務研修会	上郷交流館 ふれあいホール
	22日 火	18:30	上郷支部・講演会	上郷交流館 ふれあいホール
	24日 木	14:00	女連協・情報交換会	ホテルキャッスルプラザ
	24日 木	8:00	七州支部・視察研修会	三重県伊賀方面
	25日 金	10:45	厚生委員会(第3回)	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	25日 金	11:15	福利厚生制度推進連絡協議会	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	25日 金	11:45	福利厚生制度推進連絡協議会懇談会	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	28日 月	16:00	青年部会・税務署長を囲む会	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	28日 月	17:15	青年部会・懇談会(情報交換会)	キッキンこば軒(予定)
	29日 火	14:30	県連 税制講演会	ウインクあいち
12月	1日 木		愛知県法人会・運営研究会	ホテルキャッスルプラザ
	2日 金	13:30	高岡支部・税務研修会&健康セミナー	高岡農村環境改善センター 第1会議室
	5日 月	14:00	業種別(自動車部会)税務研修会 大豊工業&豊田鉄工	豊田商工会議所会館 2F 多目的201・202
	6日 火	15:00	組織委員会兼支部長会議(第4回)	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	6日 火	16:00	正副支部長会議(第2回)	豊田商工会議所会館 4F 会議室403
	8日 木	13:30	業種別(自動車部会)税務研修会 鬼頭工業	鬼頭工業(株)
	11日 日		青年部会・租税教育(てらこや税金クイズ)	浄水小学校 体育館
	15日 木	16:00	女性部会・役員税務研修会	ホテルトヨタキャッスル
	16日 金	9:20	愛知県内事務局役職員研修	半田方面
	21日 水	10:30	広報委員会兼会報編集会議(第6回)	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
1月	11日 水	14:00	総務委員会 第4回	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	13日 金	14:00	法人税セミナー初級(第4回)	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	16日 月	14:00	税務会計講座 第4回	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	17日 火	14:00	決算期別説明会(12・1・2月)	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	18日 水	14:00	正副会長会議(第2回)	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	18日 水	15:00	常任理事会(第2回)	豊田商工会議所会館 4F 会議室403
	19日 木	16:00	県連・第13回理事会、理事・委員合同賀詞交換会	名鉄ニューグランドホテル
	20日 金	14:00	法人税セミナー上級(第4回)	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	23日 月	11:00	女性部会・新春講演会	ホテルトヨタキャッスル
	24日 火	16:00	理事会(第3回)	ホテルトヨタキャッスル
	24日 火	17:15	理事会・懇談会	ホテルトヨタキャッスル
	25日 水	14:00	決算と申告の仕方セミナー	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	27日 金	14:00	専務理事等会議	大同生命ビル 2F・ホテルキャッスルプラザ

# 新会員紹介 | 平成28年7月～10月

(株)eight	豊田中	(株)那須鉄工所 第2工場	高岡
(株)ブラケニヨス・コンサルティング	豊田中	竹内工業(株) 豊田営業所	上郷
(株)豊田画廊	豊田中	東海オートメンテナンス(株) 豊田工場	上郷
ヒューマンリソシア(株) 中日本営業本部 豊田支社	豊田中	(株)山恵	足助
(株)エー・ティー・物流	豊田中	(株)亀井商会	足助
(株)サンセルフ	高橋松平	(有)おおぎもと	足助
(株)ヒラノ	高橋松平	フジケイスタッフ(株)	藤岡
(有)アイコーテック	高橋松平	(株)ダイセイ	藤岡
(株)ごとう	高橋松平	(有)詳也	藤岡
(医)ときわぎ会 あさひが丘クリニック	七州	(株)丹羽電気	藤岡
(株)ジャパンライン	七州	(株)JUNKEN	藤岡
(有)ケーツー	豊南	(有)原田建装	みよし
トヨタホームリフォーム(株)	豊南	(有)岩城建設	みよし
フューチャーワーク(株)	豊南	(株)東郷技研	みよし
佳城自動車(株)	猿投	(株)P・A・Sアシスト みよし工場	みよし
ダイショウ電気(有)	猿投	(有)トーデン物流	みよし
(株)フクヤマ	高岡		

キリトリ

公益社団法人  
豊田法人会 宛

## 登記事項等異動連絡票

平成 年 月 日

会員名	異動日	平成 年 月 日
異動事項	変更前	変更後
所在地	〒 一	〒 一
フリガナ 法人名		
フリガナ 代表名		
電話番号		
FAX No.		
資本金	万円	万円
業種目		
組織変更		
決算期	月期	月期
その他		

※該当事項をご記入のうえ、豊田法人会事務局までご連絡願います。

(公社)豊田法人会 事務局／豊田市小坂本町1-25 豊田商工会議所会館 4F

受付



T&D  
T&D情報グループ

ご自身と家族の  
未来を守る。

大同生命の収入リリーフは、お亡くなりになった場合はもちろん、要介護状態になって収入がなくなるリスクからご家族を守ります!

# 収入リリーフ

無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）

**1 お亡くなりになった場合と要介護状態になった場合の2つのリスクにそなえることができます!**  
●お亡くなりになった場合は死亡年金を、当社所定の高度障がい状態となつた場合は高度障がい年金を、公的介護保険制度の要介護3以上に認定された場合などは介護年金をお支払いします。ただし、各年金は重複してはお支払いしません。

**2 お支払いする年金でご家族の生活費を確保できます!**  
●年数の経過に伴い推移する必要な資金（生活費など）に合わせたそなえが可能です。

**3 保険期間満了時に健康祝金が受け取れます!**  
●保険期間満了まで各年金の支払事由に該当しなかつた場合、健康祝金（基準年金年額×10%）をお支払いします。

※この保険には、解約払戻金・配当金はありません。また、更新はなく、保険料払込期間中の保険料は一定です。  
※年金支払開始時、または年金支払期間中に「未支払の年金の現価」を一括で受け取ますが、受取金総額は年金として受け取る場合の累計額を下回ります。

◎この資料は、平成28年3月現在の商品内容・税制に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。  
◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

引受保険会社



大同生命保険株式会社

三河支社 豊田営業所/愛知県豊田市小坂本町1-5-10  
(矢作豊田ビル5F) TEL 0565-34-0200

F-27-1035(平成28年3月17日)